

【声明】中央集権化を進め、地方自治、住民のくらしを脅かす地方自治法「改正」案の撤回・廃案を求める

政府が国会に提出した地方自治法「改正」案は、5月30日に衆議院で可決され、現在参議院で審議されています。

法案の最大の問題点は、新たに設けられる「第14章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」で、国の地方自治体に対する「補充的指示権」を規定することです。このことによって、各大臣が、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある」と判断した場合には、自ら「生命等の保護の措置」を講じ、また適切と認める自治体に対し、同措置を講じるよう「必要な指示」ができるようになります。

しかし、この「指示権」は、本来国が行う業務である法定受託事務だけではなく、自治体固有の自治事務にも適用可能となっており、指示の対象事務の範囲は相当広いものになります。手続も国会の審議や議決によることなく「閣議の決定」を経てとされており、これでは、指示の政治的性格を強め時の政権に白紙委任するに等しいものです。法案の修正によって、事後に「国会に報告」するものとされましたが、国の恣意的判断、権限濫用の歯止めとしては全く不十分です。また、この指示権は、自治体の事務処理を待たず、そのため事務処理が適法・違法であるかを問わず、国が判断し指示することを認めるもので、住民に身近な自治体よりも、国の方が適切な判断を下せるという上意下達の関係性を前提にしています。むしろ、指示は、これまでの分権改革の趣旨と流れに逆行し、自治体に無用な混乱を招くものになります。武力攻撃事態法や国民保護法に定める指示権の発動要件に至らない重大影響事態に適用されることも想定され、「武力攻撃」にかかわって活用されることも排除できず、平和主義との関係でも問題があり、しかも、憲法「改正」ではなく、地方自治法「改正」によって、緊急事態条項を定めるものともいえます。

また、同じく新設される「第11章 情報システム」では、デジタル化の最大の目的である「効率化」が目指されており、国と協力して情報システムの利用の「最適化」を図ることが求められています。個々の自治体や住民にとっての最適化ではなく、「国と協力」した国にとっての最適化が目指され、自治体独自の取り組みができなくなる恐れすらあります。

このように、この地方自治法「改正」案は、地方自治を充実させるのではなく、反対に、地方分権に逆行し、中央集権化を進めるものになるといわねばならず、平和主義や憲法「改正」にも重大な影響を与える危険性が高いものです。以上のことから、地方自治法「改正」案には到底賛成することはできず、この「改正」案に強く反対し、撤回・廃案を求めます。

2024年6月7日

とちぎ地域・自治研究所理事長 太田 正